

福島市新ロゴマーク等使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、豊かな自然や四季折々の果物等、人を惹きつける様々な魅力をもつ福島市をアピールするため、次の各号に掲げる福島市新ロゴマーク及び福島市PR素材(以下「ロゴマーク等」という)の使用取扱に関し必要な事項を定める。

- (1) 福島市新ロゴマーク「実・湧・満・彩 福島市」



- (2) 福島市PR素材「実・湧・満・彩 福島市」



(申請)

第2条 ロゴマーク等を使用しようとする者は、あらかじめ福島市ロゴマーク等使用許可申請書(様式第1号)又は福島市ホームページ上の申請フォームにより福島市長(以下「市長」という。)に申請しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

- (1) 学校等の教育機関が教育等の目的で使用する場合
- (2) 報道機関が報道及び広報の目的で使用する場合
- (3) 私的な使用(個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内における使用)のうち、その使用が使用目的、使用方法等に照らし、社会通念上相当と認められる場合
- (4) 国・都道府県・市区町村等の行政機関が使用する場合
- (5) その他市長が適当と認めた場合

(使用の許諾)

第3条 市長は前条の規定により申請書の提出があり、審査の上内容が適正と判断される場合は、福島市ロゴマーク等使用許可書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。このとき、市長は必要があると認める場合は、ロゴマーク等の使用方法にその他の条件を付することができる。

- 2 市長はロゴマーク等の使用を許可しないときは、福島市ロゴマーク等使用不許可通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(使用の制限)

第4条 ロゴマーク等の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用できない。

- (1) 福島市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあると認められるとき。
- (2) ロゴマーク等を定めた趣旨に沿わないと認めるとき。
- (3) 法令あるいは公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認められるとき。
- (4) ロゴマーク等の使用により、福島市が特定の個人・企業・政党・団体等を、支援又は公認しているような誤解を与え、若しくは与えるおそれのあるとき。
- (5) その他市長がロゴマーク等の使用が不相当と認めるとき。

(使用の遵守事項)

第5条 第3条の規定によりロゴマーク等の使用の許可を受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1)使用の許可を受けた目的にのみロゴマーク等を使用すること。
- (2)ロゴマーク等を使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3)ロゴマーク等の使用にあたっては、「実・湧・満・彩 福島市」使用マニュアルに沿った使用とすること。
- (4)ロゴマーク等に商標権、意匠権その他の権利を設定しないこと。

2 第2条第1項第3号に規定するロゴマーク等の使用については、第1条に規定する趣旨を損なわないよう十分注意すること。

3 市長は、ロゴマーク等の使用について第1項の規定が遵守されていない、又は遵守されない恐れがあると認めたときは、第4条の規定による使用許可を取り消すことができるものとする。

(免責)

第6条 市長は、前条第3項の規定によるロゴマーク等の使用許可の取消しにより使用者に損害が生じることがあっても、その責めを負わない。

(使用開始日)

第7条 使用開始日は、申請日以降の日付とする。

(申請内容の変更)

第8条 使用者が、許可を受けた内容を変更しようとするときは、変更日より前に福島市ロゴマーク等使用内容変更申請書(様式第4号)により市長に申請しなければならない。

2 市長は、使用内容変更申請書の提出があった場合は、審査の上内容が適正と判断される場合は使用内容変更許可書(様式第5号)を、変更を許可しない場合は使用内容変更不許可通知書(様式第6号)を申請者に通知するものとする。

(使用料)

第9条 原則として無償とする。

(補 則)

第10条 この要領に定めるもののほか、ロゴマーク等の使用取扱いについて必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和元年8月29日から施行する。

この要領は、令和元年12月26日から施行する。

この要領は、令和7年5月26日から施行する。

この要領は、令和8年2月27日から施行する。